

期日指定定期預金規程

【I.自動継続扱以外の場合】

1. 預金の支払時期等

- (1) この預金は証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日自動解約方式とした場合は、通帳記載の満期日または最長預入日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された通帳記載の預金口座に入金するものとします。（通帳不発行方式の場合の満期日および最長預入日はインターネットバンキング（以下「IB」といいます。）または窓口で確認してください。）
- (2) 満期日は、この預金の預入日の1年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日）から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。（通帳不発行方式の場合の据置期間満了日および最長預入期限は IB または窓口で確認してください。）満期日を指定するときは、口座開設店にその1か月前までに通知をしてください。指定された満期日から1か月経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定がなかったものとします。
- (3) 満期日の指定がない場合は、証書（通帳）記載の最長預入期限を満期日とします。（通帳不発行方式の場合の最長預入期限は IB または窓口で確認してください。）

2. 利息

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満・・・証書（通帳）記載の「2年未満」の利率（通帳不発行方式の場合の利率は窓口で確認してください。）
 - ② 2年以上・・・・・・証書（通帳）記載の「2年以上」の利率（通帳不発行方式の場合の利率は IB または窓口で確認してください。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法によって計算し、この預金とともに支払います。この場合、解約日の普通預金利率を下回らないこととします。（ただし、6か月未満を除く）
 - ① 6か月未満
 - A. 2024年10月10日以前にお預入れ：解約時の普通預金の利率
 - B. 2024年10月11日以降にお預入れ：約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 通帳の効力

満期日自動解約方式の定期預金については、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳記載の当該定期預金は無効となります。

【Ⅱ.自動継続扱いの場合】

1. 自動継続

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。（通帳不発行方式の場合の最長預入期限はインターネットバンキング（以下「IB」といいます。）または窓口で確認してください。）ただし、継続後の新元金が当行所定の限度額をこえる場合には、預入期間3年の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続するものとし、以後「自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期＞規程Ⅱ.自動継続扱いの場合複利型の場合」により取扱います。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の預入日の1年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。（通帳不発行方式の場合据え置き期間満了日および最長預入期限は IB または窓口で確認してください。）満期日を指定するときは、口座開設店にその1か月前までに通知をしてください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（第2項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、第2項により満期日の指定がなかったものとされたときは、引続き自動継続の取扱いをします。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満・・・証書（通帳）記載の「2年未満」の利率（通帳不発行方式の場合の利率は IB または窓口で確認してください。）
 - ② 2年以上・・・・・・証書（通帳）記載の「2年以上」の利率（通帳不発行方式の場合の利率は IB または窓口で確認してください。）
- (2) 継続後の預金の利息についても第1項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。

- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (5) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算しこの預金とともに支払います。この場合、解約日の普通預金利率を下回らないこととします。（ただし、6か月未満を除く）
- ① 6か月未満
- ア. 2024年10月10日以前にお預入れ：解約時の普通預金の利率
- イ. 2024年10月11日以降にお預入れ：約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方の利率
- ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (7) この預金の継続時のお利息が預金口座への入金または元金に上乘せられている場合には、利息の計算書は発行しませんので、通帳または証書にて利息金額をご確認ください。利息計算書の発行をご希望の方は窓口へお申出ください。
- (8) 第7条にかかわらず、継続時の利息受取り方法が現金の場合、利息の計算書を発行いたします。

【Ⅲ.規程の変更】

- (1) この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規程の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上

(2024年10月11日現在)